

歯学委員会分科会の設置について

分科会等名： 臨床系歯学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	歯学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員または連携会員
3	設置目的	<p>少子高齢化の急進と生活環境の変化に伴い、歯、口腔、顎顔面を取巻く疾病構造、医療環境、患者の健康感も大きく変容している。臨床系歯学は、顎口腔領域とくに歯列に関する疾病、障害の診断、治療、維持を通して、小児期から終末期に至る一生涯にわたる歯列管理、口腔衛生管理、口腔機能管理からなる口腔健康管理を確立するための学術分野である。さらに、再生医療をはじめとする生命科学研究、マテリアル開発、運動計測、AIなどの工学研究、地域医療、社会福祉・介護などとの連携が今後の臨床系歯学に求められている。本分科会では歯科補綴学、歯科保存学、歯科矯正学、小児歯科学などを中心とする臨床系の歯学分野のみならず、基礎系および病態系歯学、さらには幅広い領域と連携し、総合的に研究、臨床、教育研修を充実促進させることを目的とする。その結果、本学術的状況を踏まえ、臨床系歯学分野を先導し、21世紀の臨床系歯学に求められている課題を検討し、必要な対応を提言することを期待するものである。</p>
4	審議事項	<p>1. 口腔健康管理（歯列管理、口腔衛生管理、口腔機能管理）と歯科治療に関連する疾病、障害の病理、病態を解明し、新たな診断、治療法、口腔健康対策を発展、深化させること 2. 口腔健康管理と歯科治療と社会に関連する種々の問題を明確にし、その対応を審議し、提言すること。</p>
5	設置期間	令和2年10月29日～令和5年9月30日
6	備考	※事実上継続